

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年12月まで

私は、58歳になったころ、社会保険事務所から送付されて来た年金記録を確認すると、最初のころに納付していた記録がまったく無いのに驚いた。社会保険事務所に問い合わせると、当時の台帳は手書きですべて処分されているとのことであった。30数年前、暑い夏日傘をさして白い着物を着たA委員の方が集金に来られて、「印鑑はこちらで押しておきます」と言われたのをはっきり覚えているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年5月から同年12月までの期間については、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、結婚した翌年の47年5月に国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金に任意加入しながら、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立人は申立期間及び58年11月から61年3月までの期間以外はすべて国民年金保険料を納付していることから、当該期間の保険料については、納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人の主張及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳の記録から、申立期間のうち、少なくとも昭和47年5月から同年12月までの期間については、B市に居住していたことが確認できる上、その当時、国民年金保険料を集金していた人の名前や「暑い夏、日傘をさして白い着物を着た集金人が集金に来られていた」ことなど、国民年金保険料を納付していたときの様子を具体的に記憶している。

一方、申立期間のうち、昭和48年1月から49年12月までの期間については、転居後の国民年金保険料の納付場所や納付方法などについての申立人の記憶が不明確である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 60 年 5 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであるが、私の国民年金だけ記録がないのは不自然である。私は、平成 10 年まで A 村に居住していたが、住民票の住所だけを A 村と B 市の間で転入及び転出を繰り返していた。保険料の納付については、A 村役場に確認して継続して納付していたはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に A 村役場において納付していたと主張しているところ、申立人の住民票の住所と居住地が一致している上、申立人の妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

また、A 村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の同名簿の検認記録欄には、申立人が国民年金の資格を取得した昭和 49 年 8 月から、「B 市で納付」と記載されているが、この当時、申立人は B 市に住んだことは無く、住民票の住所も A 村になっており、申立人自身も A 村で納付したと主張している上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 10 月に A 村で払い出されていることから、同年 8 月からの納付が B 市になっているのは不自然であり、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行われており、申立期間②の後には、夫婦とも国民年金保険料をすべて納付済みである。

一方、申立期間②においては、申立人は、昭和 63 年 12 月から住民票の住

所をB市に移動させているが、住民票の住所だけをB市に移動させた時も保険料をA村で納付していたと主張しており、事実、国民年金保険料を納付している期間において、住民票の住所がB市にあった時もA村で納付していることが確認できる。しかし、申立期間②のうち昭和 63 年7月から平成2年3月までの国民年金保険料を申立人の妻は平成2年8月に納付書によりさかのぼって納付しており、その当時、申立人の妻は住民票の住所も居住地もA村だったが、申立人は住民票の住所がB市となっていたために、納付書が居住地のA村に届かなかった可能性が高い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から 60 年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
⑥ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
⑦ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで

私は、将来生活に困らないように、国民年金保険料を毎月夫の分と一緒に納付していた。役場から国民年金保険料の納付書が届き、最初のころは保険料を集金人に払い、途中から銀行で保険料を納付するようになった。また、役場において、保険料を納付したこともあった。未納とされていることに納得がいかないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、当初、昭和 49 年 3 月 13 日に申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されており、その後、50 年 3 月 6 日に申立人及びその夫に対して、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の昭和 50 年度の納付記録は納付済みとなっている。また、最初に作成された申立人の国民年金被保険者台帳では、申立人の夫と同様に、50 年度は 12 か月すべて納付済みの印が押されているが、書き換え後の同台帳では、50 年度は 50 年 11 月から 51 年 3 月まで

の期間のみに納付済みの印が押されていることから、50年4月から同年10月までの期間の納付されていた記録が転記漏れとなった可能性が高いと考えられ、行政側の台帳管理が適切に行なわれていなかった事情がうかがえる。

- 2 申立期間②、③、⑤、⑥及び⑦については、申立人は夫と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人と夫の国民年金保険料の納付記録はほぼ同時期が未納期間となっており申立内容とは符合しない。

また、申立期間②については、申立人は集金人に保険料を納付したと主張しているが、A市においては、昭和50年から国民年金の電算化に伴い納付書による納付方法に切り替わったことから、集金人制度が廃止されており、集金人に保険料を納付することはできなかったと考えられ、申立内容とは符合しない。

- 3 申立期間④については、申立人は夫と一緒に保険料を納付していたと主張しているが、B町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の同名簿の「保険料等に関する記録」の昭和60年度欄には「納付勧奨61.4.27 社保より」と記載されている上、昭和61年1月から同年3月までの欄には「時効」と記載されていることから、当初未納期間であったため、社会保険事務所から申立人に対して、納付勧奨が行われたが、納付されなかったため、その期間が時効により納付できない期間となったと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間④について、申立人の厚生年金保険の未統合の記録が見つかり、平成21年8月に申立人の厚生年金保険被保険者期間として統合されており、厚生年金保険に加入していた期間であることから、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月2日から同年4月7日までの期間については、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年4月2日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和32年8月18日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社D事務所（現在は、E社）における資格取得日に係る記録を同年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和32年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年3月1日から同年5月1日まで
② 昭和31年4月2日から同年4月7日まで
③ 昭和32年8月18日から同年9月1日まで

申立期間の3か所については何れも継続して勤務していた。年金特別便を見て記録の訂正をお願いしたが、訂正されなかった。

第三者委員会において調査の上、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、人事記録カード、在職証明書及び人事発令通知書により申立人が同社に継続して勤務（昭和31年4月2日にC社本社からA社B工場に異動）していたことが推認できることから、A社B工場における資格取得日は、C社本社における資格喪失日と同日の昭和31年4月2日と認められる。

申立期間③については、E社から提出のあった申立人に係る在職証明書、申立人から提出のあった人事記録カード及び雇用保険被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る人事記録カードには、申立人に対し昭和32年8月17

日付けで異動発令があったことが確認できるところ、申立人のA社B工場における被保険者資格の喪失日は、同年8月18日となっていることが確認できることから、申立人のC社D事務所における資格取得日は、A社B工場における資格喪失日と同日の同年8月18日と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、C社D事務所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社D事務所における昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人と同時期に入社した者に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、入社日と資格取得日は相違している上、同社は、申立期間当時はすべての者に試用期間を適用しており、当該試用期間の適用は一律ではなく、所属、個々人により異なる扱いをしていたことから、申立人についても、試用期間経過後に社会保険に加入させていたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給されているとの回答であったが、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶も無い。

厚生年金保険の被保険者期間について、66 か月のうち申立期間の 29 か月のみ脱退手当金として受給していることになっているが、脱退手当金は受取っておらず不自然である。

また、昭和 39 年 5 月 13 日に A 社に入社し、B 社を退社するまでの 59 か月の間に、会社は合併や分割をしているが、実質的には継続しており、当該期間のうちの 22 か月のみを脱退手当金として支給したとする記録は不可解である。

さらに、脱退手当金の支給日は、B 社を退社してから約 1 年 3 か月後であり、この時点では結婚していたが、脱退手当金は旧姓で支給された記録になっており、社会保険事務所の事務処理に納得できない。

以上の理由により、厚生年金保険被保険者期間の記録訂正を第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 45 年 6 月 24 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にあ

る2か所の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかも、未請求となっている被保険者期間のうち1か所の事業所は、申立期間②に係る事業所の会社分割前の事業所であり、脱退手当金の請求の際にこの期間を失念するとは考え難い上、申立期間①、②及び未請求となっている2か所の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、未支給の期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年5月*日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和32年10月から33年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月末ごろから33年6月12日まで

A社に入社する前に勤務していた会社の同僚であり、私より先に同社に入社した同僚の紹介により、前の会社を退職し、昭和32年8月末ごろには、同社の給料締め日に合わせて同社B工場に入社した。

私と同じような条件で私より一足先にA社に入社し、同社を紹介してくれた同僚には、入社と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私の厚生年金保険の資格取得日が入社時から10か月も遅い昭和33年6月となっているのは納得がいかない。

調査をして、記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社へ入社する経緯についての記憶は具体的であり、複数の同僚の証言と一致していることから、申立人が昭和32年8月末ごろから同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社B工場が移転する昭和32年6月より前の同年4月に入社した複数の同僚は、入社時からの被保険者記録を確認できるが、当該工場の移転後である申立期間を含む前後の時期に入社した複数の同僚については、入社したとする日と同日ではなく、入社からおおむね3か月の間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該工場の移転後に入社した複数の同僚は、「入社時に3か月ほどの試用期間があっ

た。」とも証言している。

さらに、同僚は「正社員については、全員同じ待遇で社会保険に加入していたはずである。」としているところ、同社より提出された退社簿には、申立人の入社日は昭和 32 年 10 月 28 日と記載されており、同社の人事部担当者は、当時の社会保険の加入について確認できる書類が無いため不明としながらも、「退社簿に記載された申立人の入社日とは、おそらく正社員となった日ではないか。」と述べている。

これらのことから、申立人は、同社B工場の移転後に同社に入社し、試用期間の後、同年 10 月 28 日に正社員となり、厚生年金保険の資格を取得したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月から 33 年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、従前の会社における同僚であり、申立人と同年齢、同社において部署が同じ同僚の入社時の標準報酬月額の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月末ごろから同年 10 月 28 日までの期間について、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 699 (事案 184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

昭和 35 年 11 月に妻の分と一緒に国民年金の加入手続をした。当時は A 町に住んでいたが、当初は B さんという人が集金に来てくれていた。昭和 39 年 12 月に C 市に転居し、その後、45 年ごろ市内で転居してからは、町内の D さんが集金に来てくれていた。

なお、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の妻の国民年金保険料については、集金人に支払い、その証拠として保存している領収済通知書があるので国民年金保険料を納付していたことは確かである。

前回の申立てについては、納付していたことを認めることはできないとの回答であったが、集金に来てくれていた D さんについて、確かにその人が集金人をしていただいた旨の証言をしてくれる人がいるので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 11 月に A 町において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、戸籍の附票により申立人が A 町への転居手続を行ったのは 37 年 11 月であることが確認できること、A 町、C 市を管轄区域とする各社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の氏名を確認することができない上、A 町、C 市が保管している国民年金被保険者名簿等においても申立人の氏名を確認することができないこと、申立人は、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料に係る「領収済通知書」を保管しているが、当該通知書の「領収者・日付印」欄には受領を示す印が押されておらず、手帳記号番号欄の記載内容から、当該通知書は、当時、未加入者に対し仮番号を付した納付書を交付し加入促進を行った際のものともみられることから、申立人の妻に係る仮番号を付した受

領印のない「領収済通知書」が存在することは、当時において、申立人の妻が国民年金未加入者であったことを推認するものとなること、及び申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 45 年ごろ C 市に居住していた際の集金人について、自分以外に証言するものがあるとして再申立てを行ったものであるが、新たな証言者に確認しても、当時、申立人が主張する集金人が集金を行っていたことは認められるものの、申立人に対しても集金を行っていたことの確認はできなかった。また、再申立ての際に、申立人から、「当時、自分のところに集金に来ていた人と一緒に集金をしていた人及び自分のところに集金に来ていた人から、自分の住所を聞かれたことがある人を新たに探し出した。」とする供述があったため、兩人から当時の状況を確認したが、申立人に対しても集金を行っていたことの確認はできなかった。このことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 700 (事案 358 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 56 年 1 月まで

私の母親が私の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずであるが、今回、兄の納付記録があることが分かった。母親が兄の保険料だけを納付して、私の保険料を納付していなかったとは考えられない。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人自身が国民年金保険料の納付に直接関与していないため保険料の納付状況が明確でなく、国民年金加入期間は申請免除期間又は未納期間のみであること、厚生年金加入後においても申請免除がなされた後、取り消された記録があり、家族の者が免除申請の手続を行っていたものと考えられる上、離婚した元妻も未納期間や申請免除期間などの期間が申立人とほぼ一致することから、既に委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、兄には国民年金保険料の納付記録があり、母親が兄の保険料と共に自分の保険料も納付してくれていたはずであると主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 30 日から 43 年 4 月 21 日まで
昭和 42 年 4 月 30 日から 43 年 4 月 21 日までの厚生年金保険の加入記録は無いが、この間はA社で勤務していた。同社の前に勤務していた時は会社の寮に住んでおり、次の勤務先も寮のある会社に就職しなければならない状況であったため、前職とA社との間に空白が生じることはあり得ないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社について、同事業所名称及び類似の名称で確認を行ったものの、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚等3人について調査したところ、3人とも申立人のことを記憶しており、一緒に勤務していたとしているものの、うち1人については申立期間において当該事業所とは異なる事業所での厚生年金保険の加入記録があり、残り2人については、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立期間当時、前記同僚1人が被保険者資格を取得していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。

加えて、申立人には、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月26日から47年9月1日まで
昭和45年9月にA社に入社した。A社（B社）は従業員も少なく、将来に不安を感じたため、47年9月1日にA社（B社）の同僚1名と一緒にC社へ転職した。申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、就業当時の状況や事業所の所在地に関する申立人の記憶が具体的であることから判断して、申立人は、申立人が述べているA社（B社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社の両事業所名で社会保険事務所の事業所記録を確認したところ、事業所の所在地域において申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人は、事業主及び一緒に勤務していたとする同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について聴取することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
高校を卒業後、A社に事務職として入社し、結婚するため昭和 35 年 12 月に退職した。
給与から社会保険料は控除されていなかったと思うが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所に保管している記録によると、A社は、申立人が主張する所在地に社会保険適用事業所として確認できず、同一地域にあった当該事業所名と類似している法人名の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からも、申立人の名前は確認できない。

また、申立人と同じ業務に従事していた同僚は、「健康保険や厚生年金保険の加入について、社長は、当社は従業員数が少ないため、任意加入となるので、社会保険には加入していないと聞いていた。」と証言している。

さらに、当該同僚は、「会社は、社会保険の適用事業所で無かったので、給与から健康保険料や厚生年金保険料は控除されていなかった。」とも証言しており、事実、当該同僚もA社に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人も「給与から厚生年金保険料等は控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円だったとして記録されているが、実際は 41 万円くらいの給料を受け取っていた。当時は家賃が 7 万 1,000 円のマンションに住んでおり、9 万 8,000 円の給与では生活できないことから、記録は誤りであるので訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、平成 13 年 4 月 3 日付けで、12 年 11 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられ、資格喪失日である 14 年 4 月 1 日まで同額の報酬月額であることが確認できる。

また、当該事業所の当時の顧問税理士から提出された申立期間に係る所得税源泉徴収簿によれば、厚生年金保険料は翌月控除であることがうかがわれることから、申立期間に相当する保険料控除月である平成 12 年 12 月以降の期間について確認したところ、13 年 1 月から同年 4 月までの厚生年金保険料控除は無く、同年 5 月から 14 年 4 月までの当該控除額は 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する控除額であることが確認できる。これらのことから、当該事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除額を、当時において最低等級として控除し、平成 13 年 4 月に標準報酬月額を減額する報酬月額変更届を社会保険事務所へ提出し、当該届出については、事実在即してなされたものと推認できる。

さらに、平成 12 年 12 月について、控除されている厚生年金保険料は、同年 11 月分であることから、相当する当該保険料の標準報酬月額は 41 万

円となり、社会保険事務所の記録と相違していることとなる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、報酬月額（当該月の保険料控除に対応する同年11月の報酬月額）は、傷病手当金が支給されていることにより0円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月ごろから35年3月ごろまで

私は、A社に在籍しながら、昭和32年3月ごろから35年3月ごろまで、B社で非常勤職員として勤務していた。B社は、厚生年金保険の適用事業所であったが、年金特別便で私の厚生年金保険の加入記録をみると、当該期間の記録が抜けている。なぜ私の加入記録が無いのか疑問に思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に在籍していたA社の顧問先の事業所の中にB社があること及びB社で厚生年金保険の被保険者記録がある者の証言から判断して、申立人は、勤務期間及び毎月の勤務日数は定かではないが、B社での業務に従事していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間について健康保険の整理番号に欠番も見られない上、申立人は、申立期間当時、「A社に在籍しながら、毎月、月末の5日間程度B社に派遣され、同事業所で勤務していた。」と述べていることから、B社においてはパートタイマー又は両事業所間の契約に基づく派遣労働者としての扱いであり、同事業所は、申立人に係る資格取得届を行っていないものと考えられる。

また、B社は、平成15年4月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明で、関係資料の存否も不明であることから、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、申立人が在籍していたA社についても確認したところ、当該事業所は、昭和37年4月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立

期間当時は適用事業所には該当していない。

加えて、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 (日付不詳) から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 4 月 24 日まで

私は、申立期間①については、A社B支店に営業員として勤務していた。また、申立期間②については、C社に営業員として勤務していた。給与明細書等はないが、社会保険料は給料から引かれていたと記憶している。確かに勤めていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支店の上司の証言、同支店の中堅幹部強化訓練参加記念写真及び申立人が仕事の内容等を鮮明に記憶していることから判断して、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同支店での申立人の上司は「申立人は確かに在籍していたが、その当時、営業であったので、入社してすぐには厚生年金被保険者になれなかった。セールスは固定給が低く、また1年ぐらいでやめる場合が多かったので、正社員でなかったはず。」と証言している上、同社本社人事部が保管する昭和20年以降の社会保険加入台帳の中に申立人の記録は見当たらない。

また、申立期間①当時、同支店に在籍した上司が入社したとする日と社会保険庁が保管する厚生年金被保険者記録を照合すると、入社から3年を経て厚生年金保険被保険者となっていることから、同支店において、営業員が厚生年金保険に加入するには、入社日から相当の期間を要していたと考えられる。

申立期間②については、上司及び同僚の証言から判断して、C社に勤務し

ていたことは推認できる。

しかし、同社の上司は「申立人は営業員ではあったものの正社員ではなく、厚生年金保険の被保険者資格は取得していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が申立期間②に資格取得した記載は無く、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月ごろから同年6月2日まで
② 昭和25年5月16日から26年6月30日まで

私は、昭和22年3月にA社に就職し、25年3月まではB工場に勤務し、同年4月から26年6月末まではC工場に勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録は、昭和22年6月2日から25年4月1日までの期間及び25年4月1日から25年5月16日までの期間しか無い。勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所の状況を詳細に記憶しており、昭和22年6月2日から25年5月16日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録があることから、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者資格のある同僚への照会は住所の確認できる者がおらず、申立期間②について、資格取得した同僚の中で住所の確認できた者に対しては、文書照会をしたが、申立人を記憶する者がおらず、申立期間①及び②共に、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立ての事業所は、昭和34年8月2日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、法務局にも登記は見当たらないことから、事業主及び役員の氏名等を確認できず、申立期間①及び②の当時の事業所の状況、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間①及び②に係る申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は確認できず、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考

え難い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。